

## 募集地域

横浜市内において、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームが整備されていない地域で募集を行います。

保土ヶ谷区	【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】 川辺町、天王町、星川1～3丁目、峰岡町1～2丁目、宮田町、明神台
旭区	【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】 市沢町、今宿1～2丁目、今宿町、今宿西町、今宿東町、今宿南町、上白根町の中原街道の北側エリア、川島町（国道16号の南側を除くエリア）、左近山、白根1～4・6丁目、白根5丁目の一部（三菱第六団地自治会、白根日商自治会を除く）、白根7丁目の一部（中白根町内会を除く）、中尾1～2丁目、中沢1～3丁目、東希望が丘の一部（クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会を除く）、若葉台1～4丁目 【認知症高齢者グループホーム】 若葉台1～4丁目
泉区	【小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】 上飯田町

※「～の一部」と記載されている地域に該当する場合は、具体的な住所・地番をご連絡ください。

※この募集圏域は、令和3年1月現在のものです。概ね1年ごとに情報の更新を行います。

## その他の参考情報

### 補助金について

- 横浜市では、神奈川県に設置された「地域医療介護総合確保基金」を活用して建設費の補助を行っています。補助金の交付については、国や県、本市における予算の成立が条件となります。
- 運営法人又は建物所有者（オーナー）に対して交付される建設費補助金の対象経費は、建築費や既設の建物の改修費です。※設計費用、門、柵、塀などの外構工事の費用は補助対象外です。
- 建設費補助金の他に、事業所の開所にあたって、運営法人のみを対象とした開設準備経費補助金の交付制度があります。

<開設準備経費> ※対象経費は、事業所開設前の人件費や備品購入費等です。

看護小規模多機能型居宅介護事業所・小規模多機能型居宅介護事業所	認知症高齢者グループホーム
83万9千円×宿泊定員	83万9千円×定員

### 【お問合せ・ご質問】 横浜市健康福祉局介護事業指導課 整備担当

電話：045-671-3414 F A X：045-550-3615 E-mail：[kf-kscm@city.yokohama.jp](mailto:kf-kscm@city.yokohama.jp)

【URL】

(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html>

(認知症高齢者グループホーム)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html>

不動産事業者様へ  
不土地所有者様へ

保土ヶ谷区  
旭区・泉区 版

小規模多機能型居宅介護事業所・  
看護小規模多機能型居宅介護事業所・  
認知症高齢者グループホームが未整備の地域の  
土地の提供にご協力をお願いします！

横浜市では、第8期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの整備を推進しています。これらは、高齢者の方が、介護が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするためには、とても重要な施設です。

横浜市内で特に整備が進んでいない区域（未整備圏域）への整備を促進するため、未利用の土地がありましたら情報提供にご協力いただきますよう、なにとぞよろしくお願いいたします。

### 小規模多機能型 居宅介護事業所とは？

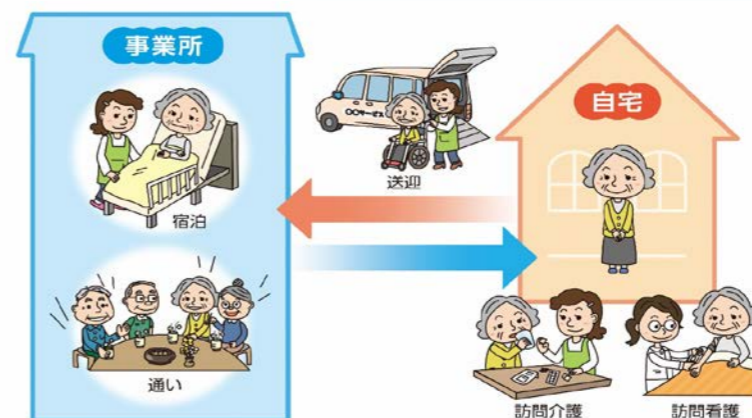
事業所への通いサービスを中心に、スタッフが利用者宅を訪問したり、宿泊したりすることができる事業所です。登録定員は29人以下で、少人数に限定されます。なじみのスタッフから必要なサービスを受けながら、住み慣れた地域で安心して暮らすことができます。

### 看護小規模多機能型 居宅介護事業所とは？

小規模多機能型居宅介護事業所に、訪問看護を組み合わせた事業所です。緊急時の対応や在宅での看取り支援等、医療依存度の高い方でも安心してサービスを受けることができます。

### 認知症高齢者 グループホームとは？

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で共同生活を送りながら、日常生活の介護を受ける事業所です。居室、居間、食堂、浴室などを備え、利用者がそれぞれ役割をもって家事をするなど、認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送れるようになることを目指します。5～9人で1ユニット、3ユニットまで設置できます。



小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護は、  
24時間利用可能なサービスです！

詳細については、  
裏面をご覧ください！

# 土地の提供に関するポイント

## どれくらいの面積が必要？

概ね 500~700㎡程度の想定です。

(建ぺい率や容積率によっても異なります。)

## 市街化調整区域への建設は？

小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所は、一定の基準に合致すれば建設が可能です。

※グループホームは原則として市街化調整区域での建設はできません。

## どうやって土地を活用するの？

以下のいずれかの方法が可能です。

- ①土地を法人に売却します。
- ②土地を貸し付けて、法人が建物を建てます。
- ③建物を建てた上で、法人に貸し付けます。

※法人とは、社会福祉法人、株式会社、NPO法人等の法人格がある団体です。

## 建設に係る補助金は？

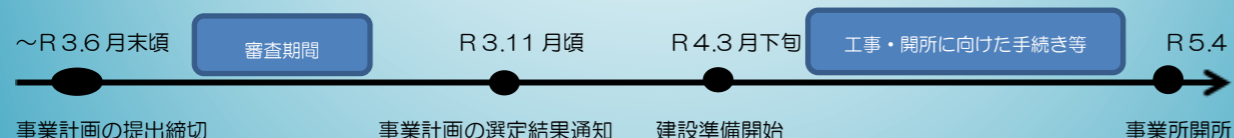
事業所の建設にあたり、運営法人又は建物所有者（オーナー）への建設費の補助制度があります。令和2年度は、1事業所あたり上限 3,360万円を交付しています。

## 実際の活用まで、どれくらいの期間がかかるの？

事業所を運営する法人は、公募により選定します。

法人が立てた事業計画を横浜市が審査し、計画が選定されて初めて事業所の建設を行うことができます。公募への応募から実際の開設までは、約2年間の期間を要します。

<令和3年度に行う公募の例>



## どんな土地でもいいの？

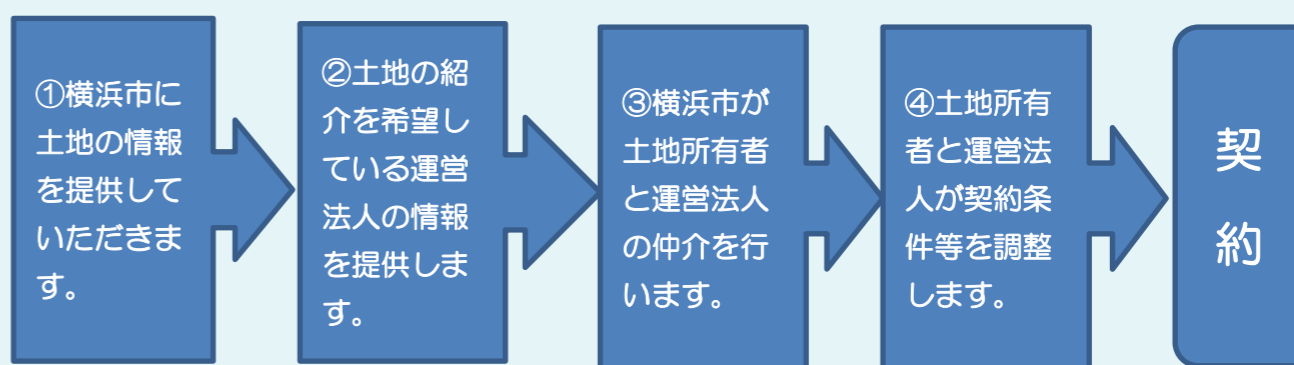
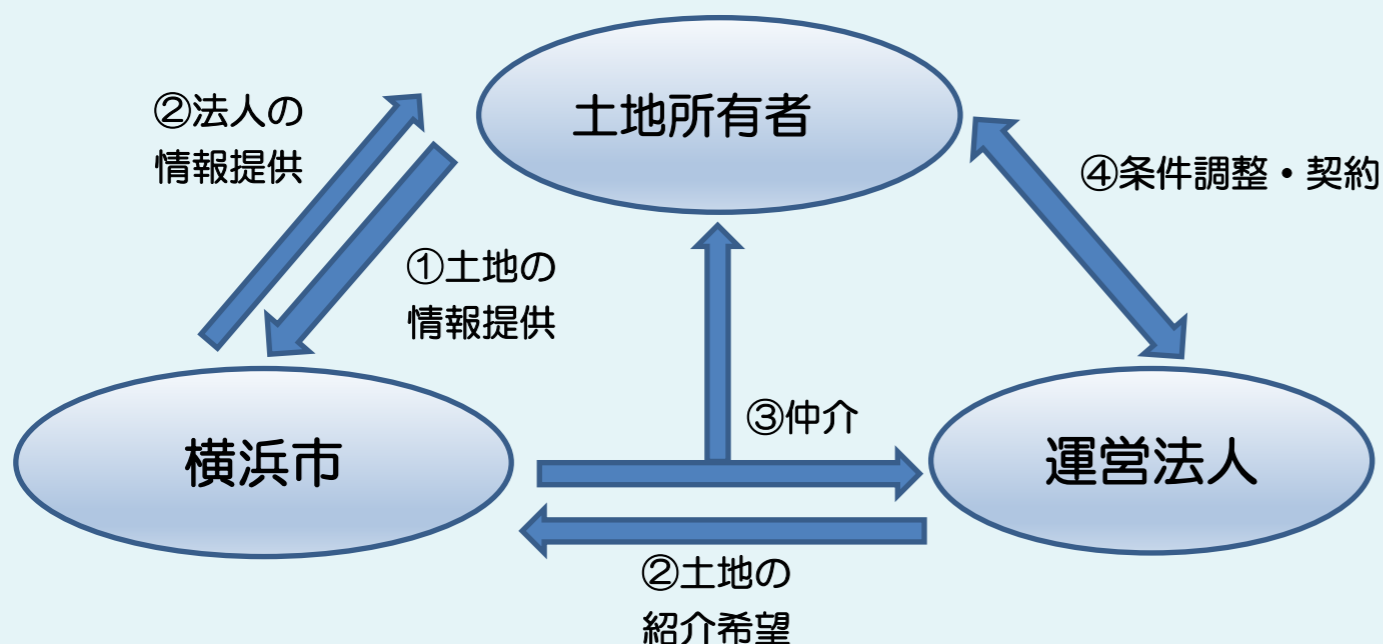
近年、大規模な水害や土砂災害による被害が増えています。

高齢者の方が日々の活動や生活を行う場は安全性が確保された土地である必要があるため、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、洪水・内水の浸水想定区域に該当する場合は、事業所の建設に適しません。

所有されている土地がこういった地域に該当するかについては、裏面の担当までお問い合わせください。

# 土地の情報提供の流れ

## <イメージ図>



### 【注意事項】

- 上記は、現時点で想定される流れです。詳細は、土地所有者・運営法人と調整の上、変更となる場合があります。
  - 紹介いただいた土地に事業所の建設が可能かどうかは、運営法人が調査・確認を行います。
  - 事業所の開設にあたっては、運営法人の事業計画が横浜市の審査を受け、選定される必要があります。
  - 契約にあたっては、土地所有者と運営法人で条件等を調整してください。
- ※実際の契約について、横浜市の関与はありません。また、一切の責任を負いません。